

法人名 社会医療法人 三栄会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	7,074,431	I 流動負債	3,092,755
現金及び預金	3,369,831	買掛金	982,253
事業未収金	3,596,108	短期借入金	274,803
貸倒引当金	△ 34,060	1年以内返済予定長期借入金	321,772
たな卸資産	103,745	リース債務	53,768
前渡金	1,910	未払金	820,065
前払費用	30,033	未払費用	70,934
未収還付法人税等	676	未払法人税等	3,702
その他の流動資産	15,203	預り金	122,106
奨学金免除引当金	△ 9,018	賞与引当金	443,338
II 固定資産	10,852,712	その他の流動負債	12
1 有形固定資産	10,689,692	II 固定負債	9,083,208
建物	6,980,023	長期借入金	7,257,733
構築物	175,079	リース債務	153,947
医療用器械備品	1,066,965	退職給付引当金	1,671,528
その他の器械備品	112,589	負債合計	12,175,963
車両運搬具	1,485	純資産の部	
土地	1,821,341	科目	金額
リース資産	187,538	I 積立金	5,751,179
建設仮勘定	344,668	設立等積立金	35,881
2 無形固定資産	133,821	繰越利益積立金	5,715,298
ソフトウェア	131,667		
その他の無形固定資産	2,154		
3 その他の資産	29,198		
長期貸付金	17,350		
奨学金免除引当金	△ 14,317		
長期前払費用	8,620		
その他の固定資産	17,544		
資産合計	17,927,143	純資産合計	5,751,179
		負債・純資産合計	17,927,143

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 三栄会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

損 益 計 算 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		16,880,806
2 事業費用		
(1)事業費	15,609,155	
(2)本部費	227,834	15,836,990
本来業務事業利益		1,043,816
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		313,634
2 事業費用		309,972
附帯業務事業利益		3,662
事業利益		1,047,478
II 事業外収益		
受取利息	58	
その他の事業外収益	16	74
III 事業外費用		
支払利息	23,445	23,445
経常利益		1,024,107
IV 特別利益		
固定資産売却益	27	
その他の特別利益	2,400	2,427
V 特別損失		
固定資産除却損	5,729	
その他の特別損失	54,745	60,475
税引前当期純利益		966,059
法人税・住民税及び事業税		3,702
当期純利益		962,356

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3年～39年
構築物	7年～20年
医療用器械備品	2年～15年
その他の器械備品	2年～20年
車両運搬具	2年～6年

② リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 奨学金免除引当金

貸付金（奨学貸付金）の返済免除に備えるため、債務免除見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

また、会計基準適用時差異については、15 年による按分額を費用処理しており、当会計年度末の未処理残高は 164,236 千円であります。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としています。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産及び対応する債務

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
現金及び預金	85,122
建物	4,182,970
土地	1,303,659
計	5,570,663

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7,579,505
計	7,579,505

7 後発事象に関する事項

令和4年5月30付けで、社会医療法人製鉄記念広畑病院との間で、姫路市広畑区夢前町の製鉄記念広畑病院の土地建物取得に関して、不動産売買契約を締結した。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

- ① 有形固定資産に係る減価償却累計額 7,656,682 千円

② 基本財産の増減及びその残高 (単位: 千円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,821,341	—	—	1,821,341
合計	1,821,341	—	—	1,821,341

③ 補助金の内訳、交付者及び影響額

当会計年度に事業収益として計上した補助金は以下の通りです。

補助金の名称	交付者	金額 (千円)
新型コロナウイルス感染症入院医療機関支援事業交付金	兵庫県	560,292
新型コロナウイルス感染症重点医療機関	兵庫県	107,599
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	兵庫県	380,433
感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業	厚労省	128,101
新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業	兵庫県	12,637
新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入に伴う人件費	兵庫県	20,295
コロナ感染緊急包括支援交付金等	兵庫県等	47,191
新型コロナウイルス感染症事業 (入院病床確保)	兵庫県	7,488
感染症検査機関等設備整備補助事業	兵庫県	5,100
新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業	兵庫県	5,060
臨床研修費補助金	兵庫県等	5,435
院内保育所補助金	兵庫県	7,375
新人看護職員研修補助金	兵庫県	1,228
後送補助金	姫路市	41,799
帰国者接触者外来等設備整備事業等	兵庫県等	2,215
特定求職雇用開発助成金	兵庫労働局	1,000
年末一時救急医療体制強化事業補助金	姫路市	875
インフルエンザワクチン補助金	姫路市	349
計		1,334,472

なお、事業収益として計上した補助金のうち、790,725 千円は未収入金に計上しています。

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)